

令和6年度原子力防災活動資機材現有数調査業務委託に係る入札説明書

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部
保健医療福祉課
電話番号 099-286-2666 (直通)
FAX番号 099-286-5928

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称
令和6年度原子力防災活動資機材現有数調査業務委託
- (2) 役務の特質等
別紙仕様書による。
- (3) 履行期限
令和7年3月21日（金）
- (4) 履行場所
別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査

- (1) 鹿児島県知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 入札に参加しようとする者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年9月20日（金）午後5時までに(5)の提出場所に提出すること。
- (5) 提出場所
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
- (6) 資格審査の結果の通知
資格審査の結果は、令和6年9月25日（水）までに書面または電話により通知する。
- (7) 提出書類に関する説明
提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (8) その他
 - ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、当該調査業務期間の代金を記入すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和6年9月30日（月）午後2時
 - イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎10階会議室10-商-2

4 入札説明会

実施しない。

5 契約条項を示す場所

- (1) 交付場所
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
- (2) 交付期限 令和6年9月20日（金）午後5時

6 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証し若しくは裏書した手形又は郵便為替証書でも可）を令和6年9月20日（金）午後5時までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者と

する入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。「履行証明願見本」参照）

7 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(9)までいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件（入札金額及び氏名）の判明できない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89条）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名称	鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
郵便番号	890-8577
所在地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号	099-286-2666
FAX番号	099-286-5928

13 その他

(1) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求

鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、理解の上、入札へ参加すること。

(2) 入札に関する問い合わせ等

今回の入札について質疑事項がある場合は、12の場所に、令和6年9月20日(金)午後5時までに、別紙「質疑書」を参考に、文書により連絡すること（ファックス可）。

なお、質疑事項については取りまとめの上、入札参加資格を有すると認められた者に対し、電子メールまたはファックスにて回答する。

令和6年度原子力防災活動資機材現有数調査業務仕様書

1 目的

この業務は、鹿児島県が県庁、出先機関及び関係医療機関（以下「配備先」という。）【別紙：33機関】に配備している原子力防災活動資機材について、個数確認及び外観検査を実施し、原子力防災資機材総合管理システム（以下「NEMS」という。）管理情報との整合性を担保することを目的とする。

2 業務内容

(1) NEMS管理情報の整合性確認

ア 個数確認及び外観検査

- NEMSで管理されている【備品及び消耗品等約3万点（安定ヨウ素剤以外）】の資機材について、個数確認及び外観検査を実施し、管理情報の更新を実施する。
なお、NEMSにログインできるアカウントについては、別途付与する。
- 資機材は調査日の数量を確認することとするが、調査後に配備する予定の資機材もあることから、県の指示に従い、NEMSに反映させること。
- 配備先の指示に従い資機材の整理を併せて実施すること。
- 廃棄する資機材（故障等により利用できないものも含む）についても廃棄しない資機材と同様に調査することとする。廃棄する資機材は、まとめてダンボール箱等に格納し、写真に記録すること。ダンボール箱等については、受注者において準備すること。

イ ラベルの貼付

- 確認した資機材については、NEMSと一致するよう資機材管理ラベルを貼付し、また、資機材保管場所についても同様に保管場所管理ラベルを貼付すること。
- 備品としている物品について、汚損や亡失したラベルの再貼付を行うこと。
- 廃棄する資機材（故障等により利用できないものも含む）のうち、備品については、廃棄しない資機材と同様にラベルを貼付すること。
- 複数の資機材を箱等に納め管理している場合は、箱ごとに管理番号を付与し、ラベルを貼付すること。
- ラベルについては、県と協議の上、受注者が作成すること。

ウ 不足情報の補完

- 別途提供する管理表について、不足している情報を補完すること。
- 複数の資機材を箱等に納め管理している場合は、納められている資機材と箱等の管理番号の紐付けを行うこと。

エ 管理表

- ・ 管理表を更新すること。
- ・ 同一の資機材について、表現のぶれを是正し、表現を統一することにより、容易に現有数の集計が可能な構成にすること。

3 関係書類の提出

受注者は、契約書に規定するもの以外に以下の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 事業計画書

契約締結後 1 週間以内に 1 部提出すること。

(2) 業務完了報告書

- ・ 業務が完了した場合は、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- ・ 報告書には、管理表を記載し、資機材の管理状況が分かる写真を添付すること。また、NEMS入力データについても、整理の上提出すること。
- ・ 報告書は、キングファイル（A4）等にとじ込み、インデックス整理の上、提出すること。
- ・ 紙媒体に加え、管理表、写真等を収録した電子媒体を提出すること。

(3) その他

(1)及び(2)のほか、県が必要に応じて指示する書類を作成して提出すること。

4 履行期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）

5 その他

- (1) 資機材の調査・整理を行う前に、資機材を管理している配備先と連絡調整を行うこと。
- (2) 資機材が別紙の保管場所以外に保管されている場合であっても、配備先と調整の上、調査を行うこと。
- (3) 資機材の新規受入れ及び廃棄の際には、県の指示により数量等確認業務を行うこと。
- (4) 台帳に記載のない資機材を発見した場合には、県へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 作業実施に当たり、作業内容等の詳細で不明な点が生じた場合、県と調整すること。
- (6) この仕様書に明示していない事項については、県及び受注者が協議の上で定めるものとする。